

<p>件名</p>	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構監事監査規程の一部改正</p>
<p>内容概要</p>	<p>1. 業務方法書改正の必要性</p> <p>地方独立行政法人法が平成29年6月9日に改正され、平成30年4月1日（一部は平成32年4月1日）から施行されることとなった。</p> <p>今回の法改正では監事の権限が強化・明文化され、業務方法書※においても監事監査が円滑かつ適切に実施されるよう必要な規程等を定めることとした。</p> <p>このため、地方独立行政法人山梨県立病院機構監事監査規程の一部を改正する必要がある。</p> <p>※業務方法書 地方独立行政法人が業務開始の際に、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。変更には知事の認可が必要となる。</p> <p>2. 業務方法書に規定した監事監査のための適切な措置</p> <p>（監事監査のための適切な措置）</p> <p>第16条 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、以下の事項が確保されるよう、必要な規程等を定め、適切な措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 役職員による監事及び監査に関する業務の支援に従事する職員への協力 (2) 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務 (3) 監事による役職員への文書提出や説明の要請権限 (4) 監事の重要な会議への出席 (5) 監事及び会計監査人の連携 (6) 監事及び内部監査担当部署との連携 (7) 監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性 (8) 監事による法第13条第5項に基づく法人の財産の状況の調査権限 (9) 監事による法第13条第6項に規定する規則で定める書類の調査 (10) 監査の結果の業務への適切な反映</p> <p>2 法人は、前項に定める監事及び監事監査に関する規程等を定め、又はこれを変更する場合には、監事の意見を聴かなければならない。</p> <p>3. 監事監査規程の改正内容</p> <p>(1) 法人の職員は、監事の業務を補助するに当たり、法人からの独立性を保持しなければならないこととした。（改正後規程第7条第2項） (2) 監事は、理事会等の重要な会議へ出席し、意見を述べるができることとした。（同第13条第1項） (3) 監事は、いつでも役員及び職員に対し事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査できることとした。（同第13条第2項）</p>

	<p>(4) 監事は、病院機構が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならないこととした。(同第13条第3項)</p> <p>一 この法律の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類</p> <p>二 その他設立団体の規則で定める書類</p> <p>なお、理事会、監事監査の場で監事に説明する機会のある書類については、別途調査の機会を設けずに、理事会、監事監査の場の説明、質疑応答で調査を受けたこととしたい。</p> <p>(5) 理事長は、監事と会計監査人及び内部監査担当部署との連携が図れるよう努めることとした。(同第14条)</p> <p>(6) 役員は、法人の役職員が違法、不正な行為を行ったとき、違法、著しい不当事実等が発生したときは監事に報告しなければならないこととした。</p> <p>(7) 法人は、この規程を改正しようとするときは、監事の意見を聴かなければならないこととした(同第16条)</p>
特記事項	平成31年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構監事監査規程案 新旧対照表

改正後（括弧は業務方法書第16条第1項各号該当箇所）	改正前	備考（業務方法書対応箇所）
<p>第1条～第6条 略</p> <p>（監査の事務補助）</p> <p>第7条 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、法人の職員に監査の事務を補助させることができる。</p> <p>2 前項の職員は、監査の事務を補助するに当たり、法人からの独立性を保持しなければならない。</p> <p>第8条・第9条 略</p> <p>（役員への質疑等）</p> <p>第10条 監事は、監査対象事項を担当する役員（監事を除く。以下同じ。）又は職員に対し、必要に応じて、質疑し又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 役員及び職員は、監事が行う監査に協力しなければならない。</p> <p>第11条 略</p> <p>（理事長、山梨県知事への報告）</p> <p>第12条 監事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第13条第9項の規定に基づき、山梨県知事に対して意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>（監査の事務補助）</p> <p>第7条 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、法人の職員に監査の事務を補助させることができる。</p> <hr/> <p>第8条・第9条 略</p> <p>（役員への質疑等）</p> <p>第10条 監事は、監査対象事項を担当する役員          _____又は職員に対し、必要に応じて、質疑し又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 役員及び職員は、監事が行う監査に協力しなければならない。</p> <p>第11条 略</p> <p>（山梨県知事への報告）</p> <p>第12条 監事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第13条第5項の規定により、監査の結果に基づき、山梨県知事に対して意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。</p>	<p>第16条第1項第7号</p> <p>第16条第1項第3号（規定済）</p> <p>第16条第1項第1号（規定済）</p> <p>地方独立行政法人法の項ずれ</p>



改正後（括弧は業務方法書第16条第1項各号該当箇所）	改正前	備考（業務方法書対応箇所）
<p>(雑則)  <u>第17条</u> この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則  この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附則  この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>(雑則)  <u>第14条</u> この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則  この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>	